１．件　名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談」

２．日　時：令和３年１０月２９日（金）１０時００分～１１時５０分

３．場　所：原子力規制庁　１０階会議室(TV 会議により実施)

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　核燃料施設審査部門

石井企画調査官、小澤安全管理調査官、古作企画調査官、野村主任安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、川村安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役　他２０名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

５．自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※　令和３年１０月２２日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談の資料提出」

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	うちの検知がですね、録音しました。
0:00:06	はい。
0:00:07	おはようございます原子力規制庁の石井です。それではただいまからRFSの設工認申請に関わる 10 月 29 日の行政相談を開始したいと思います。
0:00:21	本日も録音形式で行いますので発言時には所属と名前のウェルなど注意事項を守ってください。
0:00:28	まず最初にあるフェイス側の出席者について説明をお願いします。
0:00:33	IRRS東京事務所のです。今日側出席者お知らせします。
0:00:39	100 なりをちょうどのシライキャスク設計製造部長他計 8 名、それから東京電力からシマ郵送利率GM
0:00:50	以上が東京の会場からです。その他にですねえとリモートOで 0 歳ムタ部長、スギヤマ部長緑以上二名があるフェイスからリモートで入っています。それから日本原子力発電も炉心燃料サイクルグループの高田さん。
0:01:10	が同じくリモートで参加されております。東京側は以上です。物がお願いします。
0:01:16	はい、或いはツール六つになります。こちらは各壁社長含め 11 名出席しております。以上です。
0:01:26	規制庁のイシイですありがとうございます。規制庁側からはイシイコサク、オザワノムラオザキカワムラヘタグチとなっています。
0:01:37	行政相談におきまして事前に資料提出していただいてますので、本日の規制庁より、相談事項に対する確認やコメントし期待していきたいというふうに考えてます。実際に今度は入る前にあれフェイス学科追加で何か補足する事故があれば、最初にお願いします。
0:01:59	リサイクル燃料貯蔵東京事務所のですね、2 点補足をさせていただきたいと思います。まず資料の訂正が 1 点ございますスプレイ試料Cの 3 ページです。
0:02:13	はい。
0:02:16	ただいまの画面のほうでもちょっと共有させていただいておりますがこちらのですね、ちょっと細かい点なんですが、左の一番左の枠で 24－7 というところ。
0:02:29	その右に行きまして加入電話設備等ございます。2 新設C03 でバー線がずっと右側に地形、
0:02:39	bar点の下にですねアスタリスクの 2 と書いてあるところがございます。上の枠で言うと 6 の地盤に当たるんですが、
0:02:48	ここがですね＊1 イトウ＊2 の両方が入る形になります。
0:02:56	こちらちょっと 1 点訂正をさせていただきたいと思います。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	これが補足の 1 点目です。点でございます。ただいまご覧いただきました資料Cなんですが
0:03:08	広瀬層だ資料の表紙の資料を御願いします。
0:03:15	こちらの三番のところにですね資料Cのせん断事項まとめてありますがちょっと相談内容が不明確だというお話もありましたので改めまして相談事項をちょっと明確にしておきたいと思います。
0:03:27	今超音波 3－1 表訂正で見ていただきましたが、相談事項としましてはこの 3－1 表、これは第 1 回の分割申請のときにすでにお出ししているものでございますが、5－3－1 表、今回の申請でちょっと会計をしたいと考えていますがこれが可能でしょうかということでございます。
0:03:47	特にですねこの通信連絡設備の中にも支援費連絡設備を追加することを考えておりまして、その工認対象設備を追加するという内容が内容を考えておりますが大丈夫でしょうかと、これがですね資料Cの
0:04:05	相談事項となります。
0:04:07	以上補足 2. でございます。
0:04:11	規制庁の石井です。補足事項については、わかりました。
0:04:17	ずっと今発足については
0:04:21	特に資料 3 のところは資料 3 のところでもう 1 回確認するということにしたいと思いますが、規制庁がよろしいでしょうか。
0:04:30	はい。
0:04:31	それでは資料の順番に基づいて、こちらからコメントとそれから確認冷凍確認事項に対する回答にあたる部分をそれぞれお伝えしていきたいなというふうに考えております。
0:04:45	規制庁の石井ですけれども、最初に資料へについて私の方から 3 点ほど
0:04:53	確認とコメントをしたいというふうに考えてます。最初にですね資料の例えばの、今回、
0:05:06	の 3 ページ、前回の行政相談において目次にアスタリスクをつけて＊の説明をつけるという形にしていただいたんですが、今の書き方だとちょっと目次並びになっているので、＊の説明については脚注書きみたいな話。
0:05:26	また値にしてもらったほうがいいかなというふうに考えて 3 参考事例としては、第 1 回設工認の規制庁側の診察をに脚注で書いてる部分があるので、そういう記載に改めていただければと思うんですが、あれですが、いかがでしょうか。
0:05:44	はい。RSのスギヤマです。資料のほうを置いた審査方法書類の治療を確認しまして、そちらで採用したいと思います。
0:05:57	規制庁の石井です。よろしくお願いします。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:01	ちょっと前後するかもしれないですけども私のほうからあと 2 点先に確認させてもらえればと思います。
0:06:09	／等ですね。尊いへとと、
0:06:17	表題がいい。
0:06:19	則り神戸ですね、前回資料にこの町っていう記載をする部分があると思うんですが例えばA－11 ページ。
0:06:28	を開いていただいて、
0:06:32	今の例えば 1 ポツの工事の手順前回資料に同じという記載にしていただいてるんですけど、今手順と、前回お前っていう時の間に何もスペースがないので、ちょっとこれぱっと見ると、タイトルの一部に四角書きがあるようにもちょっと見えるので、
0:06:51	ほかのページできちんとスペースがあいている部分があったりしたので、ここは前回申請に同じっていうのがそのタイトルではなくて、
0:07:00	タイトルがないことがきちんと識別できるように書いていただければと思いますが、あれですがいかがでしょうか。
0:07:08	RSむつのスギヤマです。今おっしゃって名ポータビリティプロット前回申請が同じというところがくっつい 1 池わかりにくいということなので、スペースをあけたほうがいいということで、
0:07:22	解釈でよろしいでしょうか。規制庁の石井です。そのようにしていただければと思います。はい、ある層序のスギヤマですね、そのように対応したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。
0:07:38	あれずっとOKです。
0:07:43	あれ操業承知いたしました。はい。
0:07:46	マルエツのスギヤマで図ではそのような対応したいと思います以上です。
0:07:51	成長石井です。よろしくお願いします。私のほうから資料に対しても一つあるんですが、の 18 ページとの 30 ページの目次をちょっと見ていただきたいと開けていただきたいんですけれども、
0:08:05	まずA－18 ページで坊－8－3 に電源車の計算方法に関する説明書というのがあって、それからA－30 ページに、
0:08:21	その事業に電源車の計算方法に関する説明速記いうのがあるんですが、ここに前回申請っていう資格はないんですが、ここは
0:08:34	何か今回また、電気設備、電源車の計算方法に関する説明が追加されるんでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:43	ある意味そちらのスギヤマです。すいません。僕見ようとしておりました。ご指摘の通り、前回申請という形になりまして、今回の申請では添付しないというような状況です。以上です。
0:08:55	規制庁の石井です。そこは了解し、わかりました。ただ一方で今後申請をする際には、このような記載の守れとか、水がないように、十分に確認をして対応していただければと思います。よろしいでしょうか。
0:09:11	はい、或いは輸送物のスギヤマです。ご指摘のところにしっかりと対応したいと思います。以上です。
0:09:19	規制庁石井です。よろしくお願いします。
0:09:23	次へと。
0:09:25	コサクさんをお願いしてもよろしいでしょうか。
0:09:29	はい。補足です。私からは資料 1 のというよりは、その鏡なんですけど。
0:09:45	うん強くごめんなさいちょっとまとめ資料への関わりじゃ規制庁の一井です。資料ベースで終えるの鏡下そうですね、はい。はい。
0:09:58	(2)のところなんですけど、これも前回話CO
0:10:05	して(1)と(2)の話っていうのはちゃんと峻別してやってねという話のところで、話をし、各
0:10:20	3 が全体見渡したところ、(1)だけのものを過去にだけのもののほかに両方やっぱりある場所がありますということで提示がされてそれ自体を理解したんですけど。
0:10:35	カッコ 2 の例示がですねよくわからなくて、基本設計方針の共通事項とか
0:10:45	あとは
0:10:48	添付の一部目次とかって書いてあるやつは何を言いたいのか説明していただけますか。
0:11:02	あれスムーズのスギヤマです。ここの(2)のところですけども、基本設計方針の共通事項に関してはちょっとこれはご指摘の通り、間違いです。何を言いたいかというと、基本設計方針のところでは、
0:11:20	とかさ前後を入れるというような表現の仕方に書いてますので、ここのところがなくなるというような状況です。
0:11:28	いや等々、それから店舗の一時一部目次のところに関しましては、
0:11:42	えーとですね、イトウ。
0:11:46	変更のところで、前回申請というものが全くなくって、今回その参考のためにサンプ設備。
0:11:55	今回の審査、申請の中で関連するというもので出てくるというような状況になっております。ですので目次のところには何も出てこないんですけども、目次とし

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て表記をしていくというような形が入ってくるというような状況になるということになります。
0:12:12	以上です。
0:12:14	わかりでしょうか。コサクですすいません基本設計方針のほうは誤りだということで理解をしました。
0:12:25	そう健保の方がちょっとよくわからなかったんですけど、今回の掲示されてる資料の中で 0 になるところとかってあるんですか。
0:12:37	添付のところですと、
0:12:40	はい。
0:12:45	もう 1 回の定期てるところは、法のは違うんですが、ここは両方出ちゃいけますので、
0:12:53	ものをイメージとしては店舗この価値への 38 ページのところのところになりますけれども、ここにイトウ前回申請というものが全くなくて、下側の側のまた書きのところだけが残ってしまうというような
0:13:11	状況になるという形になってます。
0:13:16	規制庁不足です。このまた書きが残ってしまうっていうのはいまいちよくわかんないんですけど。
0:13:22	そもそもこのまたは機器は、
0:13:28	ごめんなさいに回った。
0:13:35	また書きはあるんですよね。県プール。
0:13:41	添付書類の中で、項目として、
0:13:47	今回も関係さ第 2 回分も関係するから書くんだけど、第 1 回申請でも同じことが書いてますよっていうことを示す場所ってことですよね。
0:13:57	はい、アレニウスむつのスギヤマですねと今おっしゃってる通りで前回に出してるものを今回も書きますというイメージで書いとります社内的に議論がありまして、目次のところにアスタリスクをつけて書く。
0:14:14	1 款かどうかというところで、そこに関してちょっと疑義があったので確認したかったというような状況になります。
0:14:23	それは昨日もともとそういう趣旨でいいですよっていうのをお伝えしていたと思うんですけどなんでギガ
0:14:31	生じたのか、こちらからそれでいいですよといったものに対して疑義を生じたっていうのはどういう意味ですか。ええとですねペーパーレス町のスギヤマですね等目次のところにアスタリスクをつけるんですけども、また書き以降の前回申請におんなじと言うと、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:47	要は、目次ところによって滴構内のでもとにここで書いているのかどうかというところで議論になってごめんなさい。だからそれはそうだけれども、
0:14:58	とは言っても、当該場所でやるとどのページで、
0:15:03	その線源があってかっていうのがその後ろでそれを変えたときに全部＊つけるわけじゃないので見づらいから目次でいいですよっていうのを、そもそも一番最初に申し上げたじゃないですか。
0:15:17	はい。ガール実物のスギヤマです。
0:15:20	おっしゃる通りだと思っております。各科いいですか、アカサカですけど。
0:15:26	Ａ－9 ページも同じなんですけど。
0:15:33	そのページ乾固といいですけど＊なのかどうかわからない。
0:15:38	イメージなんですよ。
0:15:41	準備できんじゃないかってイメージでですね私上ってしまったので、相談しようと。
0:15:47	はい。
0:15:48	目次のページにですね前回申請の同じっていう言葉が出てこないので、
0:15:53	ちょっと違和感があって、
0:15:55	そのアスタリスクで配付目次にアスタリスクをつけるんじゃなくて、中期閉じて以降はこうなりますっていう中が機能がいいんじゃないのかって言うのは私のイメージだったんです。
0:16:08	一応コサクですけど、それは目次のページでということですか。そうです。
0:16:14	これ以降はこうなってますって。
0:16:17	規制庁コサクですけど、そうなのであれば、そういう形でいいかという相談をすればいいのであって、こんな中途半端に言われてもわかんないですよね。
0:16:28	失礼しました。
0:16:30	はい。
0:16:33	規定ですけど、少なくとも、こちらから申し上げたのは、添付資料の中身のところでどこかわからない状態で注釈が入るよりは目次で全体としてどうか。
0:16:48	対応してるのかっていうのわかるようにしたほうがいいねということなので、出先さらに先ほど石井が言ったようにですね、文章の続きで書いてしまうとそれも質問を最初のページにならなくなっちゃうかもしれないので、それをよくないから脚注にしましょうという話であって、
0:17:08	わかりやすくしましょうという趣旨としては目次の一番最初のページでということ。
0:17:13	がなっていれば＊かどうかは、うん。
0:17:19	整理つきやすい方法であればいいというふうに私としては思います。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:24	アカサカですけどその注釈であればその＊もなくていいんですかね。
0:17:29	うん。
0:17:31	(1)の場合もっていうことですかね、個別
0:17:35	規制庁コサクですそれも別に構わないと思います。
0:17:38	いや、例えばですけどその形でもう1回整理しながらですね、決裁と思います。以上です。
0:17:47	規制庁コサクですね、ちょっと話戻しますけど、括弧2の添付の一部目次っていうのはどういう意味だったかっていうのをもう一度説明していただいていいですか。
0:18:00	RS無数のスギヤマでそれぞれ火報(イ)の所店舗の一部というのは当然
0:18:11	はい。
0:18:12	ですかね、前回申請におんなじというのがそこの目次伝いに出てこないんですけども、その中で入ってくるということで挙げておるいるっていうな状況です。
0:18:24	規制庁ことです。すいませんちょっと私は全然理解できないんですけど、他は工事の方法だったりEAL1の配置図だったりということで、こういう内容については、前回の申請に同じだけ、同じなんだけど、書いた上で、
0:18:41	同じですよって言いたいものがありますと、
0:18:44	いう具体的な場所がわかるんですけど、添付の一部目次っていうのは何が言いたいかわかんないんですよ。
0:18:51	そうですねっていうとあれですね、そのスギヤマでずれと今回添付している資料の中には含まれてなかったんですけども、例えば等を安全機能に係る
0:19:03	店舗があるんですけども、これはすべて同じものをつけてますので、当然か申請のおんなじというような形で書かれるというような状況になります。そういう見上げてイトウ。
0:19:16	ICTともごめんなさいね、何を言ってるか全然わかんなくて、
0:19:22	そもそもこの例示がいるのかっていうことなんですけど。
0:19:27	工事の方法だったり、機器の配置図だったりっていうのは同じものをつけることがありますよということでいいんですけど、添付の一部目次っていうのが同じものをつけますよって言ってるってことですか。
0:19:41	はい。たがる実物のスギヤマです。当おっしゃる通り、年間新制度をつけていて、今回申請に関わるようなもので前回とおんなじ添付になるものへとそれが所同じたら次のイメージです。
0:19:57	アメリカへすいません。言葉がかみ合ってないんで誰か助けてもらってもいいんですけど、目次のところに前回申請同じって書こうとしているということですか。

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:09	こう言ってるのはそういうことですよ。
0:20:12	RISむつのスギヤマです。目次のところの通って下のところに、この＊の内容変えていくという、いや、それをそういうそれそれは例示になってなくて、
0:20:25	例示というのは工事の工法について、内容として前回の申請に同じというものがあるので、工事の方法の目次の最初のところに注釈を降りますと、
0:20:39	いうことを言っているんですよね。
0:20:44	十分ここの添付の一部目次の今の説明だと、次元が違っちゃってるんで。
0:20:49	少なくともこの令状決して先ほど言われたように安全機能を何とかっていうんだったら、それを書いた上で例示をつけると後ろで、具体的にはこういうものですってつけるっていうことだと思うんですけど。
0:21:03	はい。たり月末のスギヤマです。そうですね今回その足りなかった系統ついて、こちらについてもおりませんので、ちょっとわかりに平均思いますのでねとそういうような御指摘の通りだと思っております。
0:21:21	規制庁家族ですけど。
0:21:23	すいません。規制庁コサクですけどその上で何かその部分で心配になることとかってあれば聞いておきますけど、なければこの書類の不備っていうだけかなと思ってますけどいかがですか。
0:21:36	そのようにさせてください。アカサカですけど、123 で整理しますので、はい、以上。
0:21:46	わかりました。では医師団続けてください。はい。規制庁イシイです。
0:21:53	では今の点は、よろしくお願いします。次、オザキさんが申していいですか。規制庁の尾崎です。先ほどのコサクの話ともちょっとかぶっちゃうんですが、もう 1 回ちょっとおさらいもし、
0:22:07	含めて、面とします。先ほど古作も
0:22:13	話だことっていうのはですね、例えば 17 みたいなものを一覧のところは結論としても前回申請っていうワークしか出てこないって、全くよりません。
0:22:26	また区画にあればその該当するその添付書類の目次のところにアスタリスクなり注釈なれて書けばいいじゃないかということになってそこはまずそういう整理て全体を精査していただければと思います。
0:22:41	で、その上で、
0:22:45	多分直していただければいいんですけど。
0:22:49	ちょっと違ってたところか。
0:22:55	例えばA－11 ページとかですね。
0:22:58	これはちょっとリーダーで
0:23:02	そうですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	これ何かの 11 ページで、冒頭に何か始めにみたいなところの本別添資料は尾根の本音だって書かれてるけど、これは別にも個人に何も影響を与えていなくって、ただ文末に前回申請も同じ。
0:23:21	で書かれていると、何かこれ以降が前回聞いても同じなのかって言うのか、ちょっと誤解を与えることがあり得るんで、ここの前回申請の同じ移送目次にも出てないような初めにみたいなところも前回申請を私はもういらないと思いますので、ここは
0:23:40	削除いただけたらと思います。
0:23:43	まずそれが 1 点です。よろしいでしょうか。
0:23:48	一方、RS六つのスギヤマです結構今おっしゃった 11 年に関しましては、特にこちらのほうも悩みまして、傾向。
0:23:58	表題とか、日POS何とかとかいう表題っていうのがないので、そこで一番最後に入れたんですけど、ここはないという、入れないということでよろしいですか。要はこれ入れてくださいっていう、出資はですね我々がその前回と同じものであったらまあそこはもう
0:24:18	ある意味読み飛ばしてもいいっていうところでメリハリをつけて内容チェックできるっていうことですので、はじめにのところにつけていただいて、別にここが具体的な説明を書いているところではないので、あまり関係はないと考えております。
0:24:34	よってもって目次に
0:24:37	出てないような内容のところであれば、そこをもう作っていただく必要はないかなと書いて誤解を与えるんじゃないのかなと考えております。
0:24:48	ある一つのスギヤマです。今おっしゃっているところを理解しましたのでこういうような総代に
0:24:58	層の下に書かれてないようなはじめにとか、概要みたいなところで会計ところに関しては、前回申請のおんなじというのは記載しないということで調整したいと思います。以上ですお願いしますカトウ規制庁草場です。すいません、念のためですけど、17ー
0:25:16	のまた書きの削除っていうのも理解されていると思っていいですか。
0:25:22	はい。RISむつのスギヤマです。全体の冷凍示す目次の中では冷蔵庫のまた書きは記載しないで、個別の添付の中の目次のところにまた書きの内容を入れるということで、
0:25:38	御指摘をいただいておりますのでそれで対応したいと思っております。
0:25:43	以上です。
0:25:44	よろしくお願いします。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	あとすいませんオザキです一遍で先ほどのイシイが言った内容で 1 点、多分漏れがあるというかそのＡ－38 ページの
0:25:58	6.2 の電気設備の設計用地震力のここも多分もう終わってる話であれば、前回申請っていう囲みがつくのかなと思っておりますそのあたりちょっとまた漏れがないかというのは一度整理いただければと思います。
0:26:14	私からは以上です。
0:26:17	はい、或いはシミズのスギヤマです。当抜けがありましたので、そこを間違いないように修正したいと思います。以上です。
0:26:27	規制庁の石井です。私のちょっと抜けてたんですけど、よろしくお願いします。
0:26:33	それたびさんお願いしていいですか。はい。規制庁タグチですけど、平成の 22 ページをお願いいたします。
0:26:41	この 19 図面についてですね、第 1 回目に申請が行われている図面のうち、前回申請の記載がないものがすべて第 1 回目の申請され、
0:26:57	各図面において、
0:26:58	前回申請に同じと記載される認識でよろしいでしょうか。
0:27:05	やはり
0:27:06	ですね、19－1 のは、前回も図面がついたんですけど、これは僕には何も書いてないんですね。
0:27:16	ですからそれぞれの図面の中に前回申請日本やつと記載する予定かどうか。
0:27:27	はい。RSます六つのスギヤマですねと今おっしゃっていただいた通り、前回申請というものも会見的なものになります。目次の中で、そう誰もついてないものは添付するというような形になっております。
0:27:42	新規であれ前回申請しているものであれば検討するというような形になります。参考までに最後のページに時緊迫時の
0:27:56	目次をつけてますＡ－39 ページになります。これは前回申請をしておりますが前回申請と同じであれば、前回申請に同じというような形で今回審査で使う可能性が高いということで、
0:28:11	つけるというような状況になっております。以上です。規制庁のためにですね、理解しました。
0:28:18	規制庁の石井です。今の最後のタグチの塔については、適切に全体図面を見て漏れがないように必要な記載のミスがないようにっていうのは注意して提出していただけるようによろしくお願いします。
0:28:34	はい、或いは一つのスギヤマです。とこう指摘等わかりましたので対応させていただきたいと思います。以上です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:42	はい。別途資料へについてはこちらからの確認等をお伝えしなきゃいけない内容は以上になります。
0:28:51	あとでちょっと規制庁が何か追加があれば、
0:28:56	はい。
0:28:57	ちゃえば、竜巻のシライ
0:29:00	よろしいでしょうか。
0:29:02	規制庁石井です。どうぞ。
0:29:04	先ほど一井さんのほうで、
0:29:09	F－18 ページ等の゜ の 8－3 電源車の計算方法に関する説明書、PRAの全回収しているので、前回申請というのは聞くべきではないかというと話がありました。こちらについては、ちょっとこちらの改めて確認したんですけれども、
0:29:28	この説明書を使って障防法日活用に使うポンプ車の
0:29:34	評価を行うことを計画してもらうことにしてますので、これについては申請書で検討するということで、
0:29:41	弁閉申請という記載はしていないと言ったものになります。こういった記載のものが何かで改めて抜けがない方々で確認をさしていただいたというところの電源車につきましては、そういった理由で今ここに前回申請っていうのは入れて、
0:29:58	そういったものになります。
0:30:01	以上です。規制庁コサクですけど、内容はわかりましたけどそういう長大として適切ですかね。
0:30:10	今消防車って言われたと思うんですけど、電源車と消防車ってって感じがするんですけど。
0:30:18	そうすると、
0:30:19	委員全員の取り組みをするかと思われたら普通のシライでファンの電源車の使った計算の仕方を評価の仕方を利用するということで、だから、この資料四つ呼び出し
0:30:34	上に使えますので公式添加し検討企画しないと、そういった形になります。規制庁コサクですけど、なんで引用の形にしなきゃいけないのか、最初から電源車と消防車の計算方法はこうですと言って
0:30:50	経産省の計算方法の説明書の適用範囲について電源車、消防車ですと言えばいいものを電源車ですと言いながら、町防災使えますと後っていうっていう書類のつくり方の考えはないんでしょうか。
0:31:17	はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:19	アカサカですけど今されなかったら申し訳ないっていう感じなりちゃいますけどやっぱり大京はですね、電気設備という概念でですね、説明した。以上ですねそうなってしまったっていうところだと思います。失礼しました。以上です。
0:31:32	はい、規制庁コサクです。だとすればの今回そうなるので京大思う修正を敷いて適用範囲を拡大をしていうところだけ、今回変えましたということでそれ以外の内容については書いてませんと、前回申請に同じと。
0:31:50	いうことで書いて出されたんが、最終的にセットされる書類としてはいいかなと思うんですけどいかがですか。
0:32:01	はい、マルエツ無痛次第です。はい、御指摘のような形で申請するしかないと思います。
0:32:13	規制庁の石井です。よろしくお願いします。
0:32:16	他に資料についてなければ、資料Bに移りたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:32:24	規制庁の石井ですけれども、それじゃあ、資料について私のほうから最初コメントの確認をしたいと思います。資料不備については、最初は
0:32:35	Ｂ－2 ページを見ていただければと思うんですが、
0:32:42	はい。
0:32:44	単純に記載の適正化に相当するのか教えを検討いただければと思うんですが、ここで最初の 1 ポツのとこに構成っていう記載になってるんですけど、電気設備の時の記載とか、今回使用済み燃料貯蔵設備本体のページを挙げていただいてるんですが、
0:33:02	そこと同じようにきちんとここも
0:33:09	最初のところで使用済み燃料、
0:33:11	貯蔵設備本体の構成というふうに書いていただければいいのかなと思ってはいるんですがいかがでしょうか。
0:33:22	RFS東京フルヤです。今ご指摘等もちょっと一番詳しく施設本体の工程はっていうわかりやすい表現に改めたいと思います。以上です。
0:33:36	よろしくお願いします。
0:33:38	私ほか先にもう一点あの手戻り、至り体質にかもしれないですけども、遮へいルーバーの閉止等を
0:33:46	倍数に関する情報っていうのは、要目表上記載しない。
0:33:51	指針案でしょうか変更許可申請時には、添付資料の中で甘いスープの記載があったんですが、その辺は今どういうふうに考えられています。
0:34:05	遠浅セントヘ等と事務所については今のページでおっしゃいますと、どちらに。
0:34:14	Ｂ－13 ページ、はい。皆さんページですね。はい、わかりました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:27	リサイクル燃料貯蔵のテラヤマです。そうですね。はい、ちょっとまた時認可のときに、そういうことをちょっとこれ確認してちょっとちょっと抜けがあれば追記するようにいたします。
0:34:45	規制庁の石井です。確認等して適切に対応いただければと思います。
0:34:53	たくさんよろしいでしょうか。
0:34:56	はい。
0:34:59	そしたら、
0:35:02	ちなみに今の話なんですけど。
0:35:08	許可で書いてあるから書かなきゃっていう許可整合の関係からっていうことだと思うんですけど。
0:35:14	そもそも許可でなんで枚数書いたのかとかっていう話を今説明できますか。
0:35:34	いうふうに
0:35:35	ですから、リサイクル燃料貯蔵の宮城です。すいません今の
0:35:40	ユーザーの枚数なんですけども、ちょっと記憶で、
0:35:44	なんですけれども確か書いてなかったんではなかったかなとは思ってるんですけれども一応もう一度ちょっと資料のほう記載あるかどうか確認させていただきたいと思います。
0:35:54	規制庁コサクです。わかりました。内容を確認してその時にですね、あの状況或いは済む内容の適切性ということを説明いただければいいかと思います。そうしましたらちょっともう
0:36:10	視力者戻っていただいて、まずは 100 のところの仕様表について話をしたいと思います。ページbのページからになります。
0:36:24	まず、
0:36:27	まず大枠で言うと、まずこれまでの話もしましたけど、使用表自体は
0:36:39	先行して電力のほう電力或いは原電もそうですけど、
0:36:47	サイト内貯蔵をするときのキャスクの記載というようなことは見て踏襲しているっていう理解でいいですか。
0:36:59	はい、RFS東京フルヤです。ご意見の通りでして前回の前回先行の大阪の貯蔵を踏襲に加えて、より最新の人たちの形にして、キャスク自体の表現としては、形にしても、
0:37:17	を踏まえて、期待しております。以上です。
0:37:21	規制庁、古作ですけど、わかりました。その上でなんですけど、今回ここ名称を金属キャスクで変更なしとされているんですが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:32	いくつかのタイプのものを今後入れようとするとですね、名称が同じものっていうのはあまりよくないような気がするんですけど、そういう場合ってどう手続きするつもりかって言うのは何かを今回ありますか。
0:37:47	はい、RFS東京フルヤですね、あくまでも設備の名称としては金属キャスクにその根拠は、技術基準規則の第 1 条の的な適用範囲からに金属キャスクで貯蔵するものという名称の記載がありますのでそれを踏襲しています。
0:38:04	ただ、今後いろんなキャスクは変えれることになります。それについてはこの種類というところで識別をし、特定できるようにしたいと考えています。以上です。
0:38:15	規制庁コサクですけどそれだと設工認として区別がつかないので、基本的には名称はそれぞれの種類ごとなり、そちらの管理の単位ごとに名称をつけていただきたいというところです。
0:38:31	じゃないと何の変更になったのかを興味ないとわからないっていうのでは変更対象有効わからないんだと思っています。
0:38:40	で、今、基準関係から名称が特定されているからと言いましたけどそれは一般名称であって、
0:38:47	設工認で名称書くところの固有名詞ではないので、そこは意識を変えていただいて結構だと思います。
0:38:56	以上ですが、いかがでしょうか。
0:38:59	はい、RFSで東京フルヤです。今の御ようご指導を踏まえて、意識名称に対する意識を変えたいと思いますっていうのは、我々としては、金属キャスクというのはその設備の名称、これはいわば実用炉で言う原子炉みたいな名称かなあという認識でいたので、
0:39:17	そのような判断をしてしまいまして、そこは意識を変えたいと思います。以上です。
0:39:23	はい、規制庁不足です。よろしくお願いします。ちなみに基準上言われてるところの一般名称としてはこの上にAぽつって書かれているところは、まさにそれに対応するようなところで金属キャスクであって、それに対応するものに
0:39:39	金属キャスクに入れだったりだったりっていうのが名称としてあってそれの種類はこうですよというのでどんどん詳細化し懲戒総合防災科文化交わしていくという感じを設工認の運用としては思ってますので、よろしくお願いいたします。
0:39:56	さらにちょっと内容に入っていくんですけど、当然ですけど。はいどうぞ。
0:40:03	今のイメージて確認させていただくと。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:06	たくさんのイメージは書類に書いてるとこは多分上に行きますよね名称にBWR型大型キャスク
0:40:13	規制庁コサクですけど、注意は別にこれでもよくてですね。
0:40:20	金属今日名称のほうにこれをフルに書く必要もなくて、
0:40:25	それは名称のつけ方は事業者の思いでつけてもらえばいいんですけど、個別できるようにしといてねって言ったらそれだけです。名称と種類が同じような表現になってダブってでも構いません。
0:40:41	何か出してそこだけまた変更することも一つ補正させられるのだとなかなか難しいので。
0:40:47	できると記載ですけど。
0:40:50	でも、規制庁コサクですけど、区別できれば何でもよくて僕らが名称区別できない状態だとおかしいと言わざるを得ないんですけど、区別できるようになってれば、特に名称で、
0:41:04	審査できる買えるようなコメントすることはないと思います。
0:41:08	1 点確認なんですけど、変更するときにこだわる名称変わりオノイメージはいいということですよね。
0:41:14	規制庁コサクです。それでいいと思います。了解です。考えます。ありがとうございます。
0:41:20	ちなみにシライ。
0:41:22	ちなみにですね
0:41:25	実用炉の工認のガイドでも名称変更というのはあり得るようにしてますので、今アカサカセンターと言われたところの対応は全く問題ないです。それがございます。
0:41:36	ありがとうございます。あと現状むしろ既設工認の発電就労面と例えば、今の話ですよ。名称のほうは、今繰り返してる種類のことを書かせていただいているところは例えば円筒でよく検討系よくよくちょっと違う話だけどそんなのが耐えた。
0:41:56	なので、例えばそれを書くというのが一つでもよろしいですか。
0:42:02	規制庁コサクです。
0:42:04	それも含めて最初にJRの例になっているのかと聞いたんですけど、ここへ書いたところなんで。すいません。それは
0:42:14	整理をしていただければいいと思います。私もちょっとそっちの例を確認してなかったので申し訳ないんですけど。で、あわせてその点で確認するとですね、今種類のところで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:25	台風にからタイプ 2Aに変えていって、JA米 4 があってっていうことなんですけど。
0:42:32	この経営って何の意味があるのかなっていうのとあと※4 で両方※4 なんですけど、※4 見ると、変更前と変更後って書いてあって、違っているという格好変更前変更後を一つのアスタリスクにしてこういうふうに書いているっていうのは、実用炉もこんな感じなんですかね。
0:42:55	はい。RFS東京のフルヤでまず実用炉※4 と飛んで両方とも飛ばしてるっていうそれを表記は実はどうかっていうのはすいません、そこは確認してないんですね、我々としてはキャスク自体は変わらないんだけれども、
0:43:13	という所※7 で表現したかった。ただ、※の 4 を受ける場所がもしかするとよろしくなかったのかなと考えているところなので、そこは再検討したいと思います。以上です。
0:43:29	はい、規制庁直接わかればいいということではあるんですけど、変更後で、今後、
0:43:41	管理していくときに、個目世の中に変更前は残っちゃってとかっていったりすると何か気持ちが悪いなというところですので、津波高、変更前変更後で
0:43:56	燃料仕様とかオーバー増えていたりとかってなっているんですけどもその趣旨がAがついたっていうことなんですかね。
0:44:06	はい。
0:44:07	RMSE東京フルヤです。その趣旨で問題ないです。以上です。
0:44:12	はい。起振直属にその通りです。
0:44:16	どうぞ。
0:44:17	ちなみに、先ほど型式指定の方も参考にしたということですけど、今回は型式指定のものを入れるという申請ではないという理解でいいですか。
0:44:32	はい、決得事務所次第でございます。型式指定は日立の方たちが規制しているのはですね、2Bといういうキャスクでございます。我々が出れば相談室ございますが、私も 2mまでございますので、ただ、
0:44:48	ものすごくこのハードの設計は変わりませんので、参考にさしていただいております。以上でございます。
0:44:55	先ほど同様に運用しようが、さらに追加されているというべきです。
0:44:59	規制庁コサクです。わかりました。今後片づき指定のものを入れる際に、今回の主要企業とそごのないように先行してこちら対応されたというふうに理解しました。問題ないと思います。
0:45:13	それで、もうちょっと細かな話になるんですけど。
0:45:19	公明

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:23	4 ペースと、
0:45:29	ちょっとすみません、
0:45:34	基本的にはこのあと後ろの話でもあるんですけど。公称値なのか、設計確認値ということで、設計確認値だと。以上とかいいかとかって作るのが基本かなあと。
0:45:52	思っているんですけど、基本的な考えてそういうふうに思われているということでいいですかね。
0:46:01	とRFS東京フルヤですね、基本的にはそのように考えていますのでここでやらせていく目ですけれども、大体形の大きさについては、公称値、液位高にも踏まえて公称値がダーッ性能を表す厚さとか、
0:46:17	まあ遮へい厚ですね本当にそういうのはなんちゃ異常というので、そこは設計確認値、
0:46:23	という表記を考えています。そのように書いていることを考えてます。以上です。
0:46:31	はい、規制庁不足ですね、
0:46:35	その上で設計確認値だけど最高使用圧力とかというような要望のところは、用語でそれが明確なので、単純に、
0:46:44	当たりだけ限っていくっていうことですかね。
0:46:49	IRRS東京フルヤでその認識の通りです。以上です。
0:46:53	大飯港の市と
0:46:55	それで見るとですね、注釈ノーに先ほどの 4 は、最高燃焼度は、そういったところで以上以下は書いてないんですけどそれ以外はいかが書いてある。
0:47:10	いうことだと思います。湖面 5 号のA以下と書かれていてということなんですけど、※9 は三つどうかそのまま書かれてるんですけど。
0:47:27	これはどういう意味ですか。
0:47:31	IRRS東京フルヤです。確かにですね密度のもののものづくりの密度はいいかもしれないんですけど遮へいというふうに合わせて生まれるようなすいませんそこは再確認の上、適切にもしかすると以上。
0:47:48	という表現をしたいと思います。以上です。ありがとうございます。
0:47:52	はい、よろしくお願いします。もしかすると参考にしている実用炉がちゃんとできてないのかもしれないんだっていう不安はあるんですけど、
0:48:00	三つの異常つけたほうがいいんじゃないかなと思いますので、確認検討お願いいたします。
0:48:06	すいませんがあれば東京、
0:48:09	すいません今ちょっと

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:11	弊社のドライキャスクの要目表ちょっと見つけられたので見たんですけれども、遮へい台所レジ密度[redacted]と呼ぶ機本体の書いております。
0:48:21	了解。
0:48:23	規制庁プロセスであれば、先行例はちょっと以上となっているということなので、対応いただければと思います。今の言われると。
0:48:33	注釈ではなくて、使用表のそのものに書いてあるっていうことですかね。
0:48:41	原電宝です今見ている弊社のタイプ１の容器です等は遮へい体のところにレジ密度あれ人格密度[redacted]に精査した精緻以上。
0:48:52	と書いております。
0:48:54	あとそれらレベル３と共有します。
0:48:56	規制庁コサクですよろしくお願いします、なるべくその検査に使うような数字っていうのを注釈よりはなかったんですけど、この中に書いてあったほうが使いやすいと思いますので、参考にして進めていければと思います。
0:49:12	すみません、あとRFS東京事務所税とただいまの途中へんし中性子遮へい材水の数字の発言をすみません、当社からしましたが、これすいませんちょっと枠囲みになってまして。商用機密になりますので、すみませんちょっと今のところは削除いただければと思いますけど、減算を今数字出されましたけど、
0:49:32	大丈夫でしょうか。シライで口が詰めている人固められちゃいますので
0:49:38	PHITSにしてください。失礼しました。
0:49:43	規制庁のCです今の電波の了解しました。わかりました。
0:49:48	ちょっと補足です。今レジンの話でしましたけど、まず、
0:49:54	遮へいの関係で、ここに重要なところで、同じ話で言うとですね、P12 辺りなんですけど。
0:50:06	コンクリート等、
0:50:09	の密度とかもあって、この辺りも実用炉でも異常とかって書いてるんじゃないかなと。
0:50:16	強度も含めてなんですけど、思いますのでその点も確認して対応いただければと思いますけど、よろしいですか。
0:50:26	リサイクル燃料貯蔵テラヤマで確認して対応に関して、
0:50:31	いたします。
0:50:33	はい、よろしくお願いします。今このページで遮へい等の繋がりでお話ししてしまったんですけど。
0:50:41	この使用表自体には遮へいの視点っていうのが入ってるのかいって何かどういうつもりで書かれてますか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:52	はい、リサイクル燃料貯蔵のテラヤマで今育ったところですとということでBページ 2 ページの設計仕様の各寸法かと思うのですが、こちらについては再編の時点での寸法ということで考えております。
0:51:11	規制庁不足する可能であればなおのこと異常というようなことをしないといけないかなと思います。一方でですね。原燃の項では遮へいについては遮へい厚さということで、別に表作るようなことで今、
0:51:30	記載方針を考えているんですけど、その辺りはご存知ですか。
0:51:36	はい、RFS東京フルヤです。その辺はですねもう確認をしております。ただ我々としてはというか、最新のカラーさん、
0:51:46	発電本部の見ても、
0:51:48	要目表は総体としてのスペックの容量とか最高圧力とかっていうの塊後続いて、形Eを特定するものとして使用する等があると最後に材料特定するもので材料と、こういう整理がば最新の事業者であるので。
0:52:04	それを踏襲した形としています。以上です。
0:52:08	季節ごとですけど私自身はちょっと伊方の申請見てませんけど、今の話はそれはそれでいいんですけど、器としての大枠の形というのと遮へい厚さを宣言するっていう話が違うんで。
0:52:22	一つの表で確認しても、これは遮へい厚さですということは明示しないとおかしいと思ってます。
0:52:30	いかがでしょうか。
0:52:33	はい、RFS東京フルヤです。全体の整理のやり方ご指摘は勉強したいと思います。そのようにちょっと再検討したいと思います。以上です。
0:52:43	はい、規制庁の古作ですよろしくお願いしますというのもですね、多くの形だったりっていうところで言うと、公称値だと思うんですよ。
0:52:52	一方で遮へい厚さは設計確認値として書かないといけないということだと思うので、記載ルールが少し変わりますから、なんでそうなんだっていうのを説明するためにもですね、明確にしていく必要があるだろうと思いますので検討聞くします。
0:53:08	はい、RFS東京フルヤですねご指摘の点承知いたしましたた私の発言ちょっと誤りがありました選考の事業、予算案でまとまっているという、いう発言しましたけれども、すみません謝礼と別々に分かれているので。
0:53:26	そこは訂正したいと思います。以上です。
0:53:29	はい、規制庁の古作です。そうだと思います。何故かっていうと、遮へいとステップ実用炉登録する必要がある枠があって、別に書かざるを得ないっていう体

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

	系だったかなと思ってます。現在も確かそういうのを参考にしながらかいつまんでなかったかなと。
0:53:48	同じように書かなきゃいけないかどうかわかりませんけど、整理をしていただければと思います。
0:53:56	あともう１点。
0:54:00	ですね、3 ページの
0:54:02	貯蔵架台の
0:54:05	もともとかもしれません。
0:54:09	それで、塩素保守ページ。
0:54:15	ここで工数で１結構＊1、
0:54:25	今後、記載の適性を交互に行う格好になってますけど。
0:54:31	ちょっとこの書き方自体よくわからなくてですけど。
0:54:41	概要でいうと、キャスク一基当たりの個数というのを確認でいいかどうかということについてなんですけど、キャスクデータには戸数わからないっていう話をこれまでしていって対応してると、その心は
0:54:57	型式的な認可であって、
0:55:03	溢水については、これだったらですね、建屋側での用量と。
0:55:08	いうところでそこまで入れる施設なんです。
0:55:12	いうことを固めていくということですけどその間にある貯蔵架台の個数の書き方についてどういう考えで書いているのかという御説明いただけますか。
0:55:24	はいRFS東京フルヤです。当達すると貯蔵が大という並べるとあたかもちょっと確かに設備、
0:55:32	一つの装置みたいな程度とらえ方なんですけれども、我々としてはどちらかということでしょう。モーターとかポンプとかの基礎をベースに基礎ボルトみたいなニュアンスでしっかりと構造強度を保つための客の附属品という。
0:55:50	ちょっととらえ方をしていましたので、このように個数はキャスク以降あたりの個数を書くべきであろうという判断をし、今のような表現を案として考えています。以上です。
0:56:03	規制庁コサクです。その附属品っていう扱いっていうことで言うと、使用前事業者検査っていうのはどういうふうに進めるつもりですか、客が順々に入ってくるっていうことだと思っててその順々のところの単位ごとに潮間事業者検査があるっていうことだと思うんですけど、ちょっと課題についてというふうにやれますか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:25	はい。あれRFS東京フルヤです。途中まで事業者検査の具体的なところはまだ検討失礼で冬けれども実施イメージとしてはキャスクと同じように 12 年度配置できるキャスクごとに貯蔵架台がしっかりと増え続けられ、
0:56:41	来館未定というイメージを考えています。したがいまして、今のような要目表の表現が 8 日良いよいのではないかということでこのような案を考えたところで、以上です。
0:56:56	はい、規制庁昨日わかりました何となくそうだろうなと思っていたんですけど、
0:57:03	イメージが合っていたので、わかりましたというところでありつつですね、潮間事業者検査について検討中系はれるとちょっと使用前確認した後に確認した方法によって今後継続しているされるかっていうところが、
0:57:19	不透明なので、申請にあたってはそこら辺をはっきりしていただきたいということで、その辺り工事の方法を
0:57:28	とか
0:57:31	基本設計方針とか、その辺りでちゃんと
0:57:36	今後どういうふうにキャスクが
0:57:43	設計工事、
0:57:46	検査やれるかということ。それに合わせていくか、課題についても同じでやりますよということということが見えるように工夫して申請いただければと思います。よろしくお願いします。
0:57:58	はい、RFS東京フルヤですね、課題についても今後の管理が見通せるような申請書の記載、ちょっと再検討したいと思います。以上です。
0:58:17	はい。
0:58:18	はい。
0:58:19	コサクです。よろしくお願いします。終了日について私から以上です。
0:58:24	町のイシイです。コサクさんありがとうございました。
0:58:27	資料については規制庁側からは以上になります。規制庁側で何か追加はありますでしょうか。
0:58:35	インターフェイス側で何かほかになければ、資料Cのほうに移りたいと思いますが、RFS東京フルヤですからBについては例えばございません。以上です。
0:58:46	イシイです。わかりましたじゃあの資料Cのほうに移りたいと思います。資料の支援につきましては最初に鑑の 3 ポツでこのような部分を、その中に追記したいということだったんですが、
0:59:01	その点については別途追記することについては、そこが変更になって設工認対象にするっていうあれば、必要ではないかなと思ってるんですが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:11	すいません規制庁側でコサクさん、そういうふうな仮定に追記してもらうことに僕は問題ないのかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:59:24	規制庁コサクですすいませんちょっとぼけっとせました。すいません。規制庁の比率、最初の資料 3 の相談事項っていうこと自身がベース側の対象施設を追加することに問題がないでしょうかという質問だったので、そこは施工に関してに含めるんであれば、
0:59:42	追加することをためとは言わないのかなと思ってるんですが、いかがでしょう。
0:59:48	すいません規制庁コサクですその点で言うとですね、そもそも原燃の方でどう話をしているかをおはなし取得と
1:00:02	原燃は特に分割がまだ
1:00:05	後続があってですね、最初 4 分割と言っていたのが第 1 項第 2 項分けるとかっていう話をしたところで最初に妥当旧申請ということになってますけど、少し先の話にもなるということで、あまり細かく特定し切れないという話をしています。
1:00:25	その結果として、ここで言っているその添付の中での設備リストについても確定し切れるものじゃないということで、高額の設備単位では、構成は明確にするけれども、その構成機器。
1:00:42	については、暫定的なものになってますということがあります。
1:00:47	なので、
1:00:49	分割にした際に、後続でイキサイが追加になるとか変更になるということは、設計進捗として当然あり得るものという理解でいいますので。そういう考えのもとでの変更ということであれば問題ないと思う。
1:01:06	今回説明の中にもう少し気にされているようになってるかなと思うんですけど、基本設計なり大枠の骨格として変わるってなると、その扱いが頻繁
1:01:21	どういう変更の手続きが必要なのかという話になってくると思うんですけど。
1:01:26	その点では
1:01:29	許可変更になるような話ではなくてそれの内数としての詳細設計の話ですってそれは第 1 回申請では
1:01:39	店舗の中の表でしか表れていなくて、
1:01:44	ていうなのでこの表の改正だけで第 2 回の申請において経営本部で明確にする事ですっていう理解でよろしいですかね。
1:02:00	はい、RFSスムーズ堺です。それで大丈夫です。はい。
1:02:07	はい、規定直属です。そういう理解であれば、設計進捗に基づく詳細の情報を追加をしていくと。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:16	いうことで問題ないと思います。ただそう。そう変わってますよっていうことはあるんだかわかるようにしておくっていう工夫は要るのかなと思いますけども、検討していただければと思います。以上です。
1:02:33	酒井です了解しました。
1:02:36	規制庁のイシイですとコサクさんありがとう思います。そういう意味であるフェイスの方で対応をお願いします。それそこの部分はそれはそういう方針でということを踏まえた上で、少しちょっと細かいポイントなのかもしれないですけど、ちょっと確認事項とさせていただければと思います。沢山最初にお願いしていいです。
1:02:55	はい。
1:02:56	オザキです。すいませんコメントは出してたんですけど何か今の話を聞いているか納得できたんでちょっと確認だけさせてください。C－4 ページの一覧表の次のページで先ほど説明の
1:03:13	ただ、ものが変更前変更後と並んでいて、
1:03:19	警報装置は非常用っていうものが新たな精査によって必要だったんで、もともとある中に細分化してそれも入れますと、精査の結果無線連絡設備は、
1:03:37	今回改めて、3－1 条に追加するものですっていう、そういう変更前変更後の資料は、
1:03:48	整理をしてますという、そういう理解でよろしいですか。
1:03:54	ないです。
1:03:58	あれ進むと堺です。
1:04:02	当理解で大丈夫ですはいわかりましたありがとうございます。ちょっと私がよくわかんなかったの一番右の欄に何か。
1:04:09	設計公認対象外の理由とかって（1）とかって、だんだんここ中除くのかなと思って最初誤解してたんですけど、これは設計対象の理由ということで、（1）を入れてるっていうことになる。
1:04:24	ですね。
1:04:27	はい。あれで進めて高いです。その通りでございます。はい。
1:04:30	ちなみに、（1）て一なんかいろいろ議論した気がするんですけど、どういう理由だったんでしょうか。
1:04:43	次にます覚えてる。
1:04:46	RMS誤差のスギヤマですすみません覚えてませんわわかりましたじゃあ補足説明資料の 002 の中で記載をしてたと思いますので、そちらのほうに、今、A と書いてあると思います。ちょっと今、外部に出たので廃止する資料が手元にあります。すいません。結構です。はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:05	私から以上で、
1:05:07	規制庁石井です。
1:05:09	実はお願いしていいですか。はい。
1:05:11	規制庁過密C－2 ページをお願いいたします。
1:05:17	そう。事業許可のときには、変更前にあるように徹底増えた以前が
1:05:23	センターのですね、出て来携帯電話使うっていうふうにしてたんですけど。
1:05:29	変更見ると、無線連絡設備に置き換えるので、
1:05:35	ちょっとその運用上問題ないかというのを説明いただきたいと思います。
1:05:41	津浪襲来時に、
1:05:44	当センター内で何かこう、事が起こって、
1:05:49	それを外部に伝えたときには、まず
1:05:57	センターがいいの。
1:05:59	担当部署、
1:06:01	に電話連絡として、その受けた人が何かメモ書きとって、
1:06:09	そう内容をセンターが
1:06:12	衛星携帯とか、
1:06:16	或いは
1:06:18	もうそれをですね、録音とか、或いは転倒モードで直接線、
1:06:26	当無線連絡設備の電話をですね、衛星電話日光切り替える含め再加工運用上特に
1:06:37	問題ないかという所整備ください。
1:06:46	はい、RFSむつ堺です。
1:06:50	問題点。
1:06:52	というよりはですね、今回
1:06:56	無線連絡設備、こちらのほうをセンター内ともですねやりとりに当衛星携帯電話よりは、かなりすぐれていて、電波思う届くといういろいろなメリットがあったもんですから、衛星携帯電話を使用せず、センター内のつばは
1:07:14	無線連絡設備をメインとして使おうという趣旨でちょっと今回変更させていただいております。
1:07:23	アカサカですけど、何となく審査に関わるようなことになってしまいますので、詳細についてはですねおって、ヒアリングの中でですね、御説明させていただければと思います。以上です。
1:07:37	既設思ったんですが、相談事項だったんで、今復帰したんですけど。
1:07:43	そうですね。現状問題のないような説明を後日していただくということでお願いします。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:53	そうですか。はい、金子コサクですね、すみません、少し今のアカサカちゃんど適切なコメントとタグチからの対応に補足で追加しますけど、申請にあたっては、当該機器が求められる機能が何で、
1:08:13	その機能の中には、どういう状況でどういう通信をするためのものかという意味合いになるかと思うんですけど、そのあたりをはっきりしていただいて、それに対応する
1:08:27	健全性確保の方策と。
1:08:31	いうのを整理をして提示いただくということだと思いますので、それがわかるような書類をつくって申請いただければと思います。よろしくお願いします。
1:08:42	RFSムタ堺です。
1:08:44	了解しました。
1:08:49	規制庁の石井です。コサク 3 補足ありがとうございました。
1:08:53	これちょっと
1:08:56	震災が審査ではないのでちょっと確認事項としてちょっと引き続き私のほうから少し細かくなってしまうのかもしれないんですけど、記載内容のところでイトウが今日ちょっと確認しておきたいなと思ったんですが、C－6 ページG
1:09:12	だと今回新たにやろうとしてるのは選定トイレ用として無線連絡設備については、センター内の各所で通話が可能な設計と分かれているんですけど、これについては、例えば津波収集検討したいんですかねセンター、
1:09:32	外へセンターの中であれば、どこの場所でも使えるようなものであることを説明していただくんだと思うんですけど、一方で、ちょっと今回新たに追加した企業さんの
1:09:49	ですかね、第 3－1 表の中では津浪襲来及び緊急時対策所の道をっていうふうな書き方がされてるんですけど、ここでセンター内各所じゃないような形になってちょっと違いがあるのかなというふうに私は理解し、
1:10:07	出たんですけど、その辺今後申請の中で適切に説明いただければと思うんですが、
1:10:13	何か今ここは考え方としてあります。
1:10:19	はい、RFSむつ堺です。こちらの標記なんですけども、何系統建屋に良いと幾つか配備をしておるんですが、当及び緊急時対策所のみ、配備しているものが使えるという趣旨で記載をしております。
1:10:37	以上になります。
1:10:39	規制庁の平塚記載。
1:10:43	趣旨はわかりました。また記載の適正化アウトちょっと 2、
1:10:48	緊急時対策所でしか使えないような

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:51	思いますに見えるので、
1:10:55	そこに備えているもののみ使用可能だって言いたいっていう理解でいいんですかね。
1:11:00	RFSむつ堺です。その通りになりますはい、わかりました。ちょっと今後の申請の中では前全般的に記載の適正化という観点から、
1:11:13	きちんと考えていただければなというふうに思います。
1:11:17	はい。
1:11:18	でもって今回の図面で資料の中で、
1:11:24	C－2 ページなんですけど。
1:11:27	時と変更後のところで変更マニュアルそのへと例えば衛星携帯PMOのところで、手持ちの矢印が消えてる意図は何かあるんですか、別々の
1:11:42	するっていうことです。
1:11:48	はい。あるビジネスムタ堺です。こちらですね、センター内で使うものですね、
1:11:59	場合ですね、台数が足りないというところも考えてですね手持ちで幾つか運ぶようになるのかなと。
1:12:07	いうふうな形でちょっと手持ちどうっていうふうに書いております。閉校工事についてはですね、分散して等を受けますので、手持ちで持っていかなくても、そこの設置場所で使用が可能だというふうに
1:12:23	考えて記載しております。
1:12:27	規制庁の石井です。イトウは、趣旨はわかりました。
1:12:31	あと最後一つ、
1:12:34	今回の中計中継器っていうのが、
1:12:39	追加されて中継器っていうものを計画されてるんですが、これは固定式ですか、可搬型みたいになるんです。イメージをちょっと知っておきたいなあいいことですね、SRNMと堺ですみません中継局と言われているものがですね、ハンディタイプではなくて、
1:12:58	何て言うとタクシーとかによる積んであるような
1:13:06	ほぼ固定式になるものになります。はい。
1:13:11	お配ります。
1:13:14	それがすいませんあまり細かくはあれなんですけども、
1:13:20	設置接地されるようなイメージになるものになるんですか昆虫景気っていうのは、
1:13:26	当設置というよりはですね何とそれであれですね、堺です。机の上に置くような形になります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:37	わかりました。そういう意味では、やはり可搬型みたいな形になるっていうことであれ全部堺ですね、可搬型になると思います。わかりました。すいません。ありがとうございます。
1:13:49	規制庁側 5 コメントとしては試料Cは以上なんですが、RS側で何かありますでしょうか。
1:14:01	はい、すいません。
1:14:04	よろしければ、XPA規制庁の石井ですけどもよろしければ資料のBのほうにちょっと移りたいと思います。
1:14:10	うちのbについて最初オザキさんのほうでお願いできますか。
1:14:14	規制庁の大滝で設定等を私から 2 点ありまして、
1:14:20	まず 1 点目はですね。
1:14:24	ちょっともう記載の話だけですが、
1:14:28	ですね、そのDの 4 ページの目次のところで、ここっつうのところで、その閉じ込め機能の話だけその前回申請同じっていう枠が国がついてませんと。
1:14:45	他方てこの該当するページを見ていくとですね。
1:14:52	Dの孔とかD－6 に当たるんですけど。なんかあんまりその中身的に何か違うことを書いているかと言うと操作違ったことを書いてなくても何か記載の適正化の範囲内かなと思ってですね。
1:15:10	ITなんかこれを何か前回申請の同じ提出しても私はいいのではないかと思っているんですが、
1:15:18	なんかこれ具体的中身が違う話をしてないんなら前回申請に同じにいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか何かここは違いを出したいということなんでしょうか。
1:15:31	はい、RFS東京フルヤですね、被害を出したいというっていうとちょっといいかもしれないんですけれども、我々としては、これちょっと表現を変えてしまっても、それは、
1:15:45	記載は買えただろうと、そういう間どころでいたので、弁閉申請に同じという目次にマーキングはやらなかったということですが、今のご意見を踏まえて、我々記載の適正化の範疇だと考えていますので、
1:16:04	ここは前回申請に同じという表記をつけ加えたいと思っています。
1:16:12	六つ側ご意見当たらせませんお願いしたいんですけども。
1:16:18	例えばですけど、やはりですね、あんまり動作ではないので、記載に変更前の台数を書きたくないんですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:27	規制庁コサクですけど、そもそもこの記載の適正化が必要なのかっていうことですよ。アカサカですけど、今回替える趣旨はですね、容器層理についてですね、電力がやるべきことは何かと。
1:16:40	いうところですね議論した中でですね、今回 30 番の取りつけとかですね、そこら辺はあるSではないので、そこを明確にしたことですね今回この事業とさらにその次のフロー図を
1:16:56	運行してる。
1:16:57	そういう趣旨になります。
1:17:00	規制庁コサクですけど、それをこの書類でやる必要があるかっていうことですよね。
1:17:08	例えばですけど、この書類の中にもですねそういう。
1:17:12	ワーキングが出てきましたのでそこは明確にですね、電力も、
1:17:17	中でですね、書き分けておきたいと。
1:17:21	その趣旨で変更させていただきたいということで、これ出しますということで、事前にご相談させていただいてるということで、
1:17:39	はい。
1:17:58	規制庁のだけじゃ確認ですが、もう今の話は、やっぱり具体的に違いを明確にしたいっていうことで、ここはしっかり申請に同じっていうのを書かずこういう記載にするっていう
1:18:12	形に申請をしていくっていう理解でよろしいですか。
1:18:17	はい、RFS東京フルヤです。そのように違いを明確にしていきたいと考えています。以上です。
1:18:23	はい。
1:18:25	わかりました。
1:18:27	あと、緊張コサクです。すいません。
1:18:32	1000 適正化するっていうこと自体は
1:18:35	今の 1 別にですけど、この目次の書き方合ってないですよね。
1:18:42	またあれベースマットのスギヤマです。ご指摘の通り、先ほど
1:18:48	説明した内容となってませんので僕は修正に入ると思います。以上です。
1:18:55	お願いします。はい、すいません、私からもう 1 点ますと、
1:19:02	ていうと、D－2 ページて、
1:19:07	これ
1:19:10	容器承認の更新の話で、事業電力事業者へベースとして何をすべきかっていうのを何か何回か私からコメントしたような所盛り込んでいただいたんだなと思っております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:25	ただちょっと案をみてもですね何か結論として何か保安規定に定め運用するっていう用地になっていて、
1:19:33	何かちょっと具体的にこの不要だとはっきり何をしたいのかがよくわからないということを私は思っておりますんで、かつ、これで以前ちょっと工事の方法にっていう話もしたんですが、結局貯蔵期間中を通じて、ちゃんと管理、
1:19:53	維持していきますっていうことをここに記載すべき話なので、結論としては、場所をですね、基本設計方針の
1:20:06	キャスクのところにちょっと文言を変えた形でですね、前回の例で自然事象みたいなところで何かこういうことの管理は保安規定で定めるみたいな形で基本設計を真に長引いで書いていたところがあったんで。
1:20:22	そういう形でちょっと牡蠣場所を移してですね、修正して書いていただいたほうがより適切かなと思っておりますんで、今からちょっとこんな感じでどうかという案を読み上げ
1:20:40	ようと思うんですが、よろしいでしょうか。
1:20:45	はいRFS東京フルヤです。よろしくお願いします。ですよね。ちょっと文案を要因はずっと搬入する金属キャスク割ってここまではそのままでいいと思うんですが、そのあと、ちょっと
1:21:02	何か飛ばしてですね、金属キャスクは貯蔵
1:21:08	右の 2 行下かな、ちょうど開始以降の
1:21:12	搬出に備えて、
1:21:15	そういうちょっとまた 1 行目の言葉を運用しながら、原子炉等規制法第 59 条、
1:21:24	に基づく承認が更新されるように、
1:21:33	そんなとまた 4 行目に、
1:21:37	ほんで、搬出元である。
1:21:40	原子炉設置者等、
1:21:45	ちょっと言葉を補っていただいて、承認更新及び搬出の際に必要な措置について取り決めを行い、点検、
1:21:58	困った言葉を補っていただいて、搬入時には、原子炉設置者の
1:22:05	当該措置の履行状況を確認する、マル。
1:22:09	そのあとなお書きにしていただいて、
1:22:13	なお、これらの管理については、保安規定に定めるっていうこれ自然事象とかの方に合わせた形なんですけど、こういうようなその修正案にしていただいた上で、やっぱり工事というのもその貯蔵期間中を通じての話になってくるんで、この形で

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:32	資料そうですかねあったその金属キャスクの基本設計方針の後ろの辺りに追記いただくのが適切じゃないかなと思っております。
1:22:45	御検討いただけますでしょうか。
1:22:47	はい、RFS東京フルヤです。今の工事の留意事項、工事の工事の留意事項をへの容器承認の履行状況を確認していくような考え方を記載箇所がより適切であろう基本設計方針のほうに移って、ご意見、そこを勉強して、
1:23:05	反映したいと思います。以上です。しくお願いします規制庁コサクですね、すみません、ちょっと驚きさん等、
1:23:13	お話したところで私がオザキさんとちゃんと話をできなかったようにするんですけど。
1:23:20	今読み上げた部分は私は工事の方法でいいと思ってその後の維持管理の話は、
1:23:28	基本設計方針だろうと思っていました。
1:23:36	なるほど。オザキさんちょっと私、
1:23:39	どう思いと違った発言をしてたような気がするんですけど。
1:23:46	すみません、別途確認させてもらっていいですかね。
1:23:51	どうぞ。
1:23:53	そのIポツの上の事業は 31 のところなので、
1:23:58	工事の方法かなと思っていてそのときは必要なことを確認するってあって、また以降が、維持管理だと思っていてそこが分析方針なのかなと思ったんですけど。
1:24:09	そこはまずどうなんでちょっとコサクですけど、私の思っている方向性はアカサカセンターちょっと一緒です。
1:24:17	一方で、今の 2 行だと記載が足りないので、先ほど大崎が言ったように
1:24:24	今後も踏まえてこういうことまで搬入時には確認しますよということを明示
1:24:30	すべきだと思っているということです。
1:24:34	まず上のにはそういうことで、もう少しボリュームをふやすということですね。
1:24:39	私の意見もそういうところです。
1:24:43	例えばそうですねください。
1:24:48	はいRFS東京フルヤですね、その辺の書きっぷりはすみません勉強したいと思いますが、よりその心は今後のCへとヒアリングの中で、実は補足説明資料も準備していて、こちらにはもっとより詳しい内容を適切に
1:25:05	もうちりばめてございますので、そこでさらなる対応したいと思います。以上です。
1:25:14	規制庁コサクです。わかりました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:16	工事の方法では搬入で潮間事業者検査をするまでの内容について、
1:25:26	承認を継続するという取り決めまで含めて確認をすると。
1:25:32	いうことまでは工事の方法だろうと。それ以降の位置については設計基本設計方針のほうで保安規定。
1:25:42	に振ることも含めて、名上昇するというか、記載の考え方までは認識を共有しその記載の内容については、申請までにRFで検討して申請をされ、その後ヒアリング等で確認をしていくということで了解しました。
1:26:05	町のイシイです αで対応よろしくお願いします。小林さん。あと何かと。
1:26:11	私からは以上です。
1:26:14	規制庁の石井です。私のほうから、ちょっと記載Eの中身にちょっと入っちゃうんですけれども、確認させていただきたいと思うんですけど、D－6 ページで、
1:26:28	変更後の欄に書いてある、新たに発火付けくわえてもらってる部分があると思うんですが、
1:26:35	単純にへと矢印が別途負担も他のところが見またに分かれていって引いてる意図は何かあるんですか。
1:26:45	IRRS東京フルヤです。ちょっと
1:26:48	表現がよろしくなかったかもしれないですねそういうことではなくてですね、その水またに分かれているということではなくて、ここから先っていうニュアンスなので、そこはもうちょっと記載わかりやすい表現に改めたいと思います。以上です。
1:27:05	規制庁石井です。わかりましたの申請時に適正化を図ってもらえればと思います。誤解の生じないように思いますで関連して、先ほどアカサカさんのほうから説明があって何となくは理解したんですが、このページとその前のページに備考欄にあるすんの。
1:27:24	対応の範囲を明確かっていうことを書いてあるんですけど、ちょっと赤字に対してこの赤字を書くと、その赤字があるMSの対応に
1:27:34	思えるんですが、
1:27:36	先ほどアカサカさんの説明だと、電力がやる部分を追記してます明確化してますっていういただくと思うんですがその理解で正しいです。
1:27:45	はい、RFSで東京フルヤです。まずは、今の御意見の通りの認識で問題ないです。この資料－bd－6 で言いたかったのは、もともとはこっから先は電力だよっていうところ。
1:28:01	実線で全部表現されていたので、これはRFSがやるんでしょうという見方見え方がしてしまっていたところ、我々がここから先は電力我々じゃないというニュ

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

	アンスを含めて全部点線にしようかと、そういう表現の見直しを考えていたところです。以上です。
1:28:20	規制庁の石井です。やろうとすることがわかったので、申請の際に記載とかの適正化を図っていただければと思います。
1:28:29	家の方はわかるように、
1:28:33	今示していただいてる点線の二股に分かれている矢印の上も原子炉設置者による、
1:28:40	搬送に向けた対応って書いてあるんですけど、多分、原子炉設置者の対応ということだと思うんですが、それに向けたある返送対応のようにも見えるので、その辺記載の適正化を図っていただければと思いますよろしくお願いします。
1:28:55	はい、RFS東京フルヤですねそこですけれども、確かに全部原子炉設置者がやるんですが、そこへ我々もちゃんと協力すると、そういうニュアンスを込めていますので、なので、全部が原子炉設置者に丸投げではないという
1:29:10	そういう意味を込めた表現としてこのような気体考えています。以上です。
1:29:17	規制庁の石井です。そこは新成人きちんと適正化を図っていただければと思います。よろしくお願いします。
1:29:24	資料Bについては、規制庁側からは、今の
1:29:29	確認事項かと思うんですが、規制庁側で追加されるからあれフェイス側で確認したいことはなければ次の資料に進みたいと思いますがいかがでしょうか。
1:29:40	RFS東京フルヤですね特にADについてはご意見ございません。
1:29:46	以上です。
1:29:47	わかりました。資料がいいのほうに進みたいというふうに思います。
1:29:52	吉永委員について最初、カワムラさんをお願いしていいですか。
1:29:58	はい。規制庁の川村です。
1:30:01	資料がについてなんですけども、資料私は一般産業品一般産業用性をするので記載内容について変更されて、
1:30:16	そういった内容だと思うんですけども、資料E－6 から委員の 1 ページ。
1:30:23	なんですけれども、
1:30:25	インタロック食うとりあえずお願いいたします。
1:30:29	1 ポツの計測範囲なと。最後のほうですね。
1:30:34	下線部で何がキーでフィリピンの計測範囲を記載されてるかと。
1:30:41	思うんですけれども、資料議員の一番最初のほうで
1:30:47	メーカーのモデル等で使用が変更になること。
1:30:51	そういった記載もありますし、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:54	そして、50 年、使用していく中でどんどん鋼管製食うであろうことが想定されますので、そんなお書きで示した部分。
1:31:04	日付の計測範囲については継続さんの遅れの
1:31:09	記載は不要ではないかと考えております。
1:31:12	キレートあわせてですけれども実際に設置されてる基金がこちらで記載されている設計要求についても満足するということについて話を外事業者検査で確実に検査を行い、その後は
1:31:29	定期事業者検査でそのん。
1:31:31	へのについては非常に高くていただきたいとこういうふうに考えております。
1:31:41	単線リサイクル燃料貯蔵のシライで続いて、
1:31:46	設計要求をきちんと反映と書いてある程度確保できるということで考慮しましたのでこちらの記載については、
1:31:57	しゃべるということで検討したため設置していきたいと思います。
1:32:02	よろしくお願いいたします。
1:32:05	やっぱそれからは以上です。
1:32:07	そう。
1:32:09	規制庁欲しいです。私のほうから、これちょっと来歳以上のリスクがどうかっていう観点からも幾つかまずちょっと確認をしておきたいんですけれども、そこが本来申請の中で適正化を図っていただければと思うんですが、採取試料の委員の 4 ページ。
1:32:27	の要目表大勢。
1:32:32	記
1:32:35	変更、変更後の計測範囲と警報動作範囲のところが下限値が 10 のマイナス二乗になっているんですが、
1:32:46	一方で、E－8 ページでは 10 のマイナス 1 乗になってるんですが、ここは単純に記載のミスという理解でいいんでしょうか。
1:33:05	はい。
1:33:09	ページ 3 訓練両庁のシライです。
1:33:13	IRRマイナス二乗が正しいということもできる整合避けがたい鍛えるビジョンなります。
1:33:19	なおし正しいもので期待して申請したいと思います。
1:33:23	わかりました。規制庁の施設の全体的に最初に御指摘し、指摘させてもらった通り、記載の適正化適切に諮っていただければと関連して記載のところでまた確認しておきたいんですけど、E－7 ページで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:39	ここは単純に、最初の名称が非接触式可搬型温度計って書いてあるんですけど、設計根拠の中に、
1:33:48	合併と非接触型可搬式温度計って書いてある部分が数ヶ所あるんで、こちらはどちらかきちんと統一していただければと思うんですが、基本的には名称の所正しいのかなと思ってはいるんですが、
1:34:04	はい、板倉板なんかちょっとオノシライです。はい、名称のほうの記載が正しいので直したいと思います。
1:34:14	それでは、御ノズル申し訳ありませんでした。
1:34:17	よろしくお願いします。
1:34:20	それであと、えっとですね。
1:34:23	それもちょっと考え方なんですが、要目表のバックアップして、
1:34:29	の 4 ページの要目表についてちょっとアスタリスクの順番が、
1:34:36	表の中で出てくるのが 1324 っていう形にはなってるんですが、ここ何か考え方があるんでしょうか。
1:34:51	どっかでリサイクル燃料貯蔵の白井です。
1:34:58	機械の考え方としてはこの記載の適正化に係る部分を先に
1:35:04	明確にしたほうがいいです。
1:35:06	良いかなと思って※1 個目に期待できるかかるものを対象に、
1:35:12	分校として期待をし、
1:35:14	今回はしております。
1:35:21	規制庁の石井です。そういう考え方に基づいてやってるっていうことですね、それはの 2 ページも一緒っていうことです。
1:35:33	はい。自体ねちょうどシライです。はいいの 2 ページも、
1:35:38	同様でございます。
1:35:41	わかりました。
1:35:45	今日はあっては、
1:35:50	ちょっと記載の規制庁コサクですね、すみません、念のためなんですけど、今の＊の順番なんですけど。
1:35:58	原電ではどう。
1:36:00	つけてたかってもしわかれば教えて欲しいんですけど、何故かっていうと、先ほどのキャスクの方とかでもあるんですけど、変更前と変更後でそれぞれアスタリスクがあってですね、今後、
1:36:15	使用前事業者検査確認が終わった後、変更の工事があったりしたような場合って、
1:36:22	改めてアスタリスクがついてくるような感じにはなるんですけど。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:27	もう変更前のだけの部分だったり今の記載の適正化みたいな話もアスタリスクっていうのはその後の維持管理では必要なくなるんですけど。
1:36:37	そのあたり、
1:36:39	を踏まえて何か番号づけとかってあるのかなあというところでちょっと
1:36:45	考えがあればいいしたいと思って。
1:36:47	いかがでしょうか。
1:36:52	原電タカダですと、当社の受け付け等について、
1:36:58	確認できてないところがありますので、ちょっと
1:37:01	後日確認してあるエサで共有したいと思います。すいません。
1:37:05	ちょっとコサクです。よろしくお願いします。私も、
1:37:09	そこまでの配慮をどうしてからはあんまり覚えて最後でもしあればっていうところでよろしくお願いをします。
1:37:18	もしその番号まで含めて維持管理なんだとかって思ってるんだとすると、なるべく変更後で残るものが最初で残らないものです。
1:37:30	したほうがいいのかなと思えば記載の適正化前でなくている仕事はないかというような気もしますし。ここで注 1 っていうのと、周期ではさリスクっていうので使い分けをしているんだから
1:37:45	残らないものは、
1:37:48	別枠でっていうことだろうしっていうので、いろいろと考え方はあると思うので、整理を進めていただければと思います。よろしくお願いします。
1:37:59	そう。
1:38:02	規制庁の施設コサクさんありがとうございました。今ちょっとまだ続きでもう少し確認したいポイントがあるんですけれども、要目表の注記の中で、
1:38:13	いろいろ今回下線をつけていただいてるんですけど、申請書の中でも下線がついてくるっていうふうに理解
1:38:20	しておけばいいんでしょうか。
1:38:23	委託料長のシライです。来今回はこの下線部を引いて相談したいということで資料をまとめさせていただいたので、定期審査の時は河川悪くならない外した状態で申請
1:38:38	予定を申請を考えております。
1:38:41	規制庁比率あそこはわかりました。なぜ確認したかって言うと、例えば何ページだったら＊の 5 に下線がついてるものとついてないものがあったので、
1:38:51	何かあったのかなっていうので。火線が申請書ではつけられないと、今回の確認事項としてここを確認したっていうことであれば、そこはわかりました。
1:39:02	最後私の方から委員の 3 ページで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:07	E－3 ページそれからの 5 ページとかに
1:39:12	予備の個数の記載のところが入ってきているんですけど。
1:39:18	この予備の個数の考え方っていうのをちょっと御説明いただければと思うんですが、
1:39:24	いかがでしょうか。
1:39:29	3 款のリサイクル燃料貯蔵シライ鉄予備ということについてはこの＊6 で負担してますけれども、
1:39:38	故障時及び的な個人点検しているときに、
1:39:44	それを補うためというものとで 1 台を保有するということで考えております。
1:39:52	規制庁の日です。関連してちょっと気ファン降り積もってしまう失礼とE－3 ページで、
1:39:58	2 項に対して予備機を 4 個に対しても予備機 1 個っていうことは、全体としてそのコースAとキャスクの体数が増えても予備機は 1 個だっていうふうな整理をされているということでしょうか。
1:40:12	やはりサイクル燃料貯蔵の白井です。はいフォローしてしまいましたがための件については却数が選択しても予備としては
1:40:24	1 台で十分だろうというふうに考えております。
1:40:29	わかりました。ちょっとその辺も個数の適切性は今後の審査でもあるかもしれないですが閉と関連して多分
1:40:38	予備の記載っていうのは電源車のときにもやっていただいたと思うんですが、この 4 の考え方として予備 1 台準備してるっていうことは、点検等とかで、あと使えなくなっている状況っていうのは、
1:40:53	最低限その 1 台ずつ、例えば点検は 1 台ずつ行うっていうふうに理解しておけばよろしいんでしょうか、そういう運用を考えているというふうに理解しておけばよろしいんでしょうか。
1:41:03	2 台同時に
1:41:06	点検を行うことはないというふうな質問なんですけれども、
1:41:11	リサイクル燃料貯蔵の白井です。はい、あくまでも保守起点ときに、その受けられ食べるものですので、1 台ずつの点検、
1:41:20	というふうに考えております。
1:41:23	わかりました。
1:41:25	本当の最後に、今のちょっと関連で、
1:41:31	予備機の保管の考え方なんですけれども、先ほど白井さんのほうでもあった通りその故障時それからとして点検の予備としてっていうふうに同じ考え方で

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

	予備が書かれている中性子サーベイメーターと可搬型の本部県とここに記載があるんですけど。
1:41:48	ちょっとそこが襲来とかを考えたときに、中性子線のサーベイの保護の予備が今備品管理建屋にあるという形になるんですが、
1:41:58	これは資機材保管庫のほうになくていい。
1:42:04	ページをされてるっていうことでしょう。
1:42:08	リサイクル燃料貯蔵の白井です。はいあの津波が襲来したときでも町田ほかにいい位置があるので、津波襲来時にはそちらを使う資機材保管ボロボロまたキャンプしているときは、
1:42:23	備品管理建屋にある曜日大きな本部に移動して
1:42:30	内とそういった運用で考えております。
1:42:39	規制庁の日ですけど、ちょっと違う質問するとの
1:42:44	予備が備品管理縦になきゃいけない理由は何かありますか。
1:42:51	質問の意図は例えば点検とか補助者されてるんだと思うんですけど、津波襲来時に、
1:43:00	実は故障してましたっていう時に資機材保管庫のほうに赤外線の時接触型の可搬型と同じように、そちらに予備を備えてなくていいのかなっていう観点なんですけど。
1:43:16	使える考えております。
1:43:22	具体的には、燃料貯蔵の白井です。中性子束のための担当は、通常の作業でも修正部分なので、そういった使い勝手等踏まえ考えています備品管理建屋に
1:43:36	そういった方が
1:43:39	4、
1:43:40	管理がついてということで今考えてございます。
1:43:48	うん。
1:43:57	それが規制庁の施設可搬型温度計の予備は
1:44:03	資機材保管庫においてるっていうのは、
1:44:06	もう津波対応だからっていうことです。
1:44:09	リサイクル燃料貯蔵のシライで放管のお茶サーベイメーター普段でもビルの活動で使うということで使いやすいところ、
1:44:18	向こうもやっていいかなと思っておりまして、計画上のものが基本。
1:44:25	規制庁コサクです。
1:44:27	ちょっと会話が成り立ってないような感じなので、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:30	改めて頭を整理をして申請をしていただければと思いますけど、津浪対応として必要なものは何かそれについては、どういう保管をしているかと。
1:44:44	いうこととそれ以外については報告ですとか、ちゃんと線引をしてですね説明いただかないと
1:44:51	内容として、
1:44:53	基準適合として整理が確認できないと思いますので、よろしくお願いします。
1:45:02	はい、萩田部長の白井です。はい
1:45:06	予備を関係各部の仕方についてちょっと改めてちょっと整理をしていきたいと思います。ありがとうございます。
1:45:14	規制庁の石井です。沢山すいません補足ありがとうございました。そう観点から整理をして申請時に適正化を図っていただければと思います。
1:45:25	資料委員については以上かと思います。規制庁側で追加で何か確認事項がなく、あれですが確認していくポイントなければ以上になるかと思いますがいかがでしょうか。あと全体を通して何か追加であればと思います。いかがでしょうか。はい。
1:45:44	はい、RFS東京エリアです。先ほどの資料Bで、ちょっと言葉足りなかったので、補いたいと思います。
1:45:52	資料B－8。
1:45:55	お願いします。
1:46:00	と貯蔵架台の応用目標です。
1:46:03	で、この議論の前に、金属キャスクの名称の話がありましたきちんと特定できるようにということです。なのでええ貯蔵場についても、きちっと何だタイプに栄養のとまって特定できるように、何か工夫をしようかなっていう認識でおりますが、
1:46:22	そのような認識でいい。
1:46:24	いうことでよろしいと考えていますが、
1:46:29	そのように対応したいと思いますっていうのが一つ。
1:46:36	あと最後もう一つ、私の発言の中で、
1:46:42	キャスクの斜面の材料をきちっと
1:46:46	書き分けるようにという御指導がございました。それに対してセンコーさんの事業者でなってるよ。いやでもちょっと、すみません違いましたという話がありました。ところですけれども、
1:46:59	専攻の原子炉設置者の方ではきちっと書き分けてございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:03	それよりも新しい型式指定の申請書のほうでは、我々の今の原案の通りに寸法と、あと材料と、特に遮へいの観点で分けていなかったので、より最新の市申請書の知見をもって我々原案をつくったところでございます。ですが
1:47:23	確かに原子力安全とか検査の観点で遮へいのスペックということは今後書き上げていきたいと思います。以上 2 点でした。以上です。
1:47:36	規制庁らしいです。
1:47:39	今の点わかりました。
1:47:45	規制庁側か何か全体を通してコメント確認事項があればと思いますがいかがでしょうか。
1:48:02	よろしいでしょうか。そうしましたら
1:48:06	今日の
1:48:08	行政相談のコメントを踏まえて、
1:48:12	本申請に向けて準備を進められると思うんですが、申請の概ね目途予定時期等ありましたら、
1:48:22	御説明いただければと思うんですがいかがでしょうか。
1:48:27	アカサカです。
1:48:30	同様の指摘を踏まえてですね資料の修正かけてまたですね、さらに確認した上で必要な会議等もやってですね。
1:48:37	11 月の第 2 週後半にはですね申請したいと思います。よろしくお願いします。
1:48:43	規制庁の石井です。準備等、
1:48:47	資料の内容、記載の適正化を含めて、適切に確認して提出等よろしくお願いします。
1:48:57	規制庁側でほかにコメントがなければ、以上をもって本日の行政相談を終了したいと思いますがよろしいでしょうか。
1:49:07	ありがとうございました。
1:49:10	はい、じゃあ、よろしければ、これをもって本日 10 月 29 日のあれ行政相談を終わりたいと思います。ありがとうございました。ありがとうございます。それとございました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。